

第2部

平成21年度において
ものづくり基盤技術の
振興に関して
講じた施策

ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

第1節 ものづくり基盤技術に関する研究開発の推進等

1 ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施及びその普及

(1) 「新成長戦略（基本方針）」の策定

2009年12月、政府は「新成長戦略（基本方針）」を閣議決定した。「基本方針」においては、「環境・エネルギー」、「健康」（強みをいかす成長分野）、「アジア」、「観光・地域活性化」（フロンティアの開拓による成長分野）、「科学・技術」、「雇用・人材」（成長を支えるプラットフォーム）の6つを戦略分野とし、「科学・技術」の分野では、イノベーションの創出を促進していくこととしている。これらの取組を通じて実現されるグリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）及びライフ・イノベーション（医療・介護分野革新）は、我が国製造業の更なる発展に大いに貢献することが期待される。

(2) 研究開発促進税制等の推進

① 研究開発税制（減収見込 2,540億円（2009年度））

・ 試験研究費の総額に係る税額控除制度

試験研究費の総額に対して、試験研究費割合（試験研究費総額の売上高に占める割合）に応じて8%～10%^{※1}の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる措置を引き続き講じた。

また、2009年度経済危機対策において、①2009、2010年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、②2009、2010年度に生じる税額控除限度超過額について、2011、2012年度において税額控除の対象とする措置を講じた（2012年度末までの措置）。

・ 中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等が行う研究開発活動に対して、試験研究費の12%の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる措置を引き続き講じた。

また、2009年度経済危機対策において、①2009、2010年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、②2009、2010年度に生じる税額控除限度超過額について、2011、2012年度において税額控除の対象とする措置を講じた（2012年度末までの措置）。

・ 試験研究費の増加額等に係る税額控除制度

上記に加え、試験研究費の増加額に係る税額控除制

度又は平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除制度のいずれか（上記の制度とは別に、当期の法人税額の10%を限度）を選択して適用できる措置を引き続き講じた。

② 中小企業投資促進税制

（減収見込 2,500億円（2009年度））

中小企業者等が、中小企業の設備投資を促進し、その生産性の向上を図るため、一定の取得価額以上の対象設備を取得した場合に、7%の税額控除又は30%の特別償却の選択適用（税額控除については資本金3,000万円以下の中小企業者等が対象）を認める措置を引き続き講じた。

【対象設備の内容】

機械装置、器具備品、ソフトウェア、普通貨物自動車等

③ 情報基盤強化税制（減収見込 700億円（2009年度））

情報セキュリティを確保しつつ企業の生産性の向上を図る観点から、一定の金額以上の下記設備の取得等をした場合に、基準取得価額（取得価額の70%）の10%の税額控除又は50%の特別償却の選択適用を認める措置を引き続き講じた。

- ① サーバー用OS^{※2}及び当該サーバー用OSがインストールされたサーバー機
- ② データベース管理ソフトウェア^{※2}及び当該データベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェア
- ③ 連携ソフトウェア^{※3}
- ④ ファイアウォール^{※2}（①、②、③のいずれかと同時に取得されるものに限る。）

(3) 特定研究分野における技術開発支援

① 技術戦略マップの策定

将来の社会・国民のニーズや技術の進歩・動向等を見据えた「技術戦略マップ」を2005年に初めて策定した後、内容の見直し及び分野拡充等を行い、毎年改訂している。2009年4月には、前年度の29分野から30分野に拡充し、「技術戦略マップ2009」として公表した。

この技術戦略マップを研究開発マネジメントに活用するとともに、幅広く産学官に提供し、研究開発の企画・

※1 特別試験研究費がある場合の税額控除割合は、12%から試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除した割合。
 ※2 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。
 ※3 電子計算機利用高度化計画に基づき（独）情報処理推進機構から技術上の評価を受けたもの。

実施に携わる人々のコミュニケーションツールとしても活用している。

②イノベーションプログラムの着実な推進 (1,986 億円)

下記7つの「イノベーションプログラム」の下、研究開発と、その成果の市場化に必要な関連施策（規制改革、標準化等）とを一体的に推進し、科学技術の振興によるイノベーションの創出を促進した。

- ① ITイノベーションプログラム
- ② ナノテク・部材イノベーションプログラム
- ③ ロボット・新機械イノベーションプログラム
- ④ エネルギーイノベーションプログラム
- ⑤ 環境安心イノベーションプログラム
- ⑥ 健康安心イノベーションプログラム
- ⑦ 航空機・宇宙産業イノベーションプログラム

③産業技術研究開発事業 (9億 79 百万円)

独創的な技術を持ちながら、販路開拓等の段階で困難を抱える中小・ベンチャー企業を支援するため、共同研究者である産業技術総合研究所等の公的研究機関が性能を評価し、公的研究機関の折り紙付き製品として信頼性の向上を図った。

④情報大航海プロジェクト (26 億円)

多種多様で大量な情報の中から必要な情報を的確に検索・解析するための技術（次世代情報検索・解析技術）を開発した。また、開発した技術をオープンにして誰もが利用できるような基盤の構築を行った。

⑤先端的 IT による技術情報統合化システムの構築に関する研究開発 ((独) 理化学研究所運営費交付金の内数)

既存のソフトウェア (CAD) では表現できなかった物体内部の複雑な構造を表現できる「VCAD (ブイキャド) データ形式」を開発した。この技術を用いることにより、設計から解析、加工、計測を同一システム内で扱うことが可能となる。これまでに計 23 本の基本プログラムをインターネット上で無償公開している (2009 年度は新たに 6 本公開)。

また、ユーザーである企業とともに立ち上げた特定非営利活動法人 VCAD システム研究会において、金属疲労破壊の解析等やその設計への反映など、ものづくり現場のニーズに直結する課題解決型の研究開発を通じて VCAD システムの高度化と一層の普及促進を図った。

⑥先端計測分析技術・機器開発事業

((独) 科学技術振興機構運営費交付金の内数)

独創的な研究開発活動を支える基盤を整備するため、世界初・世界最先端の計測分析技術・機器の開発を

推進するとともに、実用化に向けた展開を促進させる。2009 年度は、実用化に向けたユーザビリティの高い機器に仕上げるためのソフトウェア開発を推進した。

⑦スーパー・アナライザー開発テクノロジー研究 ((独) 理化学研究所運営費交付金の内数)

「観察する」、「加工する」、「解析する」というものづくり加工の要素を一元的に行う「アナライザーテクノロジー」の確立を目指し、機器の微細制御を可能とするマイクロ部品（自由曲面を有するナノ精度光学素子等）の加工技術の高度化を進め、素材の複雑形状の微細加工技術の開発に取り組んでいる。

⑧ナノテクノロジー・ネットワーク (13 億 5 百万円)

大学や独立行政法人等が所有する最先端ナノテクノロジー研究設備の利用機会を高度な専門知識と共に研究者に提供することにより、分野横断的な研究開発を推進した。

⑨元素戦略プロジェクト (6 億 50 百万円)

物質・材料の特性・機能を定める特定元素の役割を理解し有効利用するという観点から、従来の材料研究を再構成し、希少元素・有害物質の代替、戦略的利用のための技術基盤を確立することを目的として推進している。2009 年度は新たに 4 課題を採択した。

⑩イノベーション創出の基盤となるシミュレーションソフトウェアの研究開発 (5 億 10 百万円)

ものづくりに必要となる高性能・精緻化した最先端の複雑・大規模シミュレーションソフトウェアの研究開発を緊密な産学連携体制の下で推進した (イノベーション創出の基盤となるシミュレーションソフトウェアの研究開発事業)。本事業で開発したソフトウェアは、フリーソフトウェアとして広く一般に公開されている。2009 年度は、中小企業を含む産業界のニーズを踏まえたシミュレーションソフトウェアの詳細設計、プロトタイプ作成を行い、その基本機能を評価した。また、更なる産業界への普及促進のためのユーザインターフェースの基本設計を行った。

⑪エコイノベーション推進事業 (エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘プログラム) ((独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構運営交付金の内数)

環境重視・人間重視の技術革新・社会革新 (エコイノベーション) の創出及び低炭素社会の構築のため、そのシーズ確認調査や実現性検討調査研究等のテーマを (独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構より公募した。2 回の公募により、合計 291 件の応募の中から 35

件を採択し調査研究等を委託した。

⑫ベンチャー企業の創業加速のための施策の検討

製薬産業の競争力を強化させるための検討の場として、2009年11月にバイオ・イノベーション研究会を開催した。その中で、成長が期待されるバイオ医薬品の開発ではバイオベンチャーが重要な役割を担っているため、バイオベンチャーの技術を集中的に支援し、実用化を促進するための体制構築など具体的な支援策を検討した。

(4) 国家基幹技術の開発・利用によるものづくり基盤の強化

① X線自由電子レーザーの開発・利用(103億53百万円)

X線自由電子レーザーは、人類未到の超高輝度のX線レーザーを発振し、レーザーと放射光の特徴を併せ持つ光を用いて原子レベルの超微細構造、化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とする世界最高性能の研究基盤施設である。現在、2011年度中の供用開始を目指して整備を進めている。本施設の完成により、X線レーザー光による機能性分子の整列や、新たな機能的ナノ材料や超伝導物質の設計が可能になることが期待されている。2009年度は、加速器やビームラインなど機器の製作・据付を行うとともに、大型放射光施設 SPring-8 へ電子ビームを輸送するトンネルが完成した。

②「次世代スーパーコンピュータ」プロジェクト(190億32百万円)

次世代スーパーコンピュータによる大規模なシミュレーションを行うことにより、我が国が科学技術・学術研究、産業、医・薬等広汎な分野で世界をリードし続けるため、2006年度から「次世代スーパーコンピュータの開発利用」プロジェクトを実施している。2009年度より、本プロジェクトを利用者側視点に立った多様なユーザーニーズに応える「革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ」を構築する計画に進化・発展させることとした。また、次世代スパコンにより社会的・学術的に大きなブレークスルーが期待できる「戦略分野」として「次世代ものづくり」を含む5分野を選定し、戦略分野における研究開発や我が国の計算科学技術体制の整備を行う「次世代スーパーコンピュータ戦略プログラム」の実施可能性調査を開始した。

(5) 提案公募型の技術開発支援

①中小企業技術革新(SBIR)制度

中小企業新事業活動促進法に基づき、関係省庁が連携し、新産業の創出につながる新技術開発のための補助

金・委託費等を特定補助金等として指定し、中小企業者等に対する特定補助金等の交付に関する支出目標等を作成し、中小企業者等への支出機会の増大を図った(2009年度目標額は約405億円)。その技術開発の成果を事業化につなげるために、特許料等の減免、特別の貸付制度、信用保証の特例に加え、段階的競争選抜方式による研究開発等を着実に実施した。

②戦略的基盤技術高度化支援事業(186億50百万円)

我が国経済をけん引していく重要産業分野の競争力を支えるものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削加工、めっき等)の高度化等に向けて、中小企業が行う革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスイノベーション等を実現する研究開発を支援した。

③ものづくり製品開発等支援事業(572億56百万円)

ものづくり中小企業の技術力の維持・向上を図るため、ものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削加工、めっき等)を活用した試作開発等の取組を支援した。また、自ら開発した製品・技術等について、公設試験研究機関等による実証・評価を受ける事業に対して支援を行った。

④地域イノベーション創出研究開発事業(65億8百万円)

研究開発を起点とした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域の産学官の研究体による実用化技術の研究開発を実施した。

⑤イノベーション実用化助成事業((独)新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数)

民間企業等の有する有用な技術シーズの実用化に向けた開発への取組を支援するため、科学技術基本計画における重点推進4分野等の戦略的技術領域・課題に係る研究開発テーマであって、補助期間終了後3年程度で事業化できるものを対象として公募し、既採択テーマと併せて事業を実施した。また、単なる技術開発支援ではなく、技術を新たな価値創造に結び付ける経営意識の改革を促すことを目指して、採択審査の際に知的資産経営に関する自己評価をさせる仕組みを実施している。

⑥産業技術研究助成事業((独)新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数)

産業技術力強化の観点から、産業界のニーズや社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘や産業技術人材の育成を図るため、技術領域・課題を提示した上で、大学、独立行政法人等の若手研究者から研究開発テーマを募集し、厳正な外部評価により独創的かつ革新的な研究テ

マを選定し、研究者個人を特定して助成金の交付を行った。

2 技術に関する研修及び相談・助言等

(1) (独) 中小企業基盤整備機構における窓口相談・専門家派遣、人材・情報提供事業 ((独) 中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数)

(独) 中小企業基盤整備機構の全国9か所に設置されている支部では、中小企業支援の高度な専門性と知見を有する専門家が、創業予定者や創業間もない企業、株式公開を目指している中小企業、経営革新、第2創業、新事業開拓を目指している中小企業、その他経営課題の解決を目指している中小企業等、あらゆる企業の成長発展段階に応じ、相談事業、専門家派遣事業等を通じハンズオン支援を行った。

(2) 地域イノベーション創出共同体形成事業 (8億81百万円)

全国の研究機関等270機関以上が参画して、研究機関等の有する研究開発資源(機器設備、専門人材等)の相互利用・協働を図り、地域企業の課題解決に対してワンストップで支援を行うための組織(地域イノベーション創出共同体)を全国9か所に設置した。

3 知的財産権の取得・活用に関する支援

(1) 模倣品・海賊版対策について

① 政府模倣品・海賊版対策総合窓口の設置と体制の強化

2004年8月に省庁横断的な一元的相談窓口を経済産業省に設置し、企業等からの模倣品・海賊版に関する相談・情報提供を1,016件受け付け(2009年)、関係省庁と連携して回答するとともに、必要に応じて外国政府等への働きかけ等を実施した。

また、外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていない事案がある場合、本窓口に対する申立に基づき日本政府が調査を行い、必要があれば、二国間協議等を実施する「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の運用を行っている。

② 知的財産保護官民合同代表団(官民合同ミッション)等の派遣及び日中知的財産権ワーキング・グループの開催

産業界との連携の下、2009年2月には第6回官民合同ミッション(ハイレベル)、同年12月に官民合同ミッション(事務レベル)を中国(北京市)に派遣し、中国政府の知的財産保護担当部局と知的財産保護強化等に関

する意見交換を実施した。また、2009年11月には、同年6月の日中ハイレベル経済対話の際に、経済産業省と中国商務部との間で交換した「知財保護の協力と交流に関する覚書」に基づき日中知的財産権ワーキング・グループを開催し、知財保護に関する幅広い議題について中国政府と意見交換を実施した。

(2) 知的資産経営の推進

2009年4月、金融機関が融資判断時において財務情報だけでなく、非財務情報を重要視している実態を踏まえ、企業の知的資産経営の評価の考え方につき、「知的資産経営評価融資の秘訣」を取りまとめた。この研究成果を活用し、2009年11月に開催された知的資産経営フォーラム2009では、中小企業への知的資産経営の普及・啓発を図った。また、各地方経済産業局と協力し、4月以降順次、「知的資産経営評価融資セミナー」を開催しており、更なる普及活動に努めている。

さらに、2009年度産業財産権制度問題調査研究において知的財産(資産)価値及びロイヤルティに関する調査研究を行い、報告書の取りまとめを行った。

(3) 営業秘密管理・技術流出防止の徹底

事業者の保有する重要な技術やノウハウ等の営業秘密の不正な流出を防止し、我が国の産業競争力の更なる維持・強化を図るため、2009年4月に不正競争防止法が改正され、営業秘密を領得した段階で刑事罰が科されることとなった(改正法は、2010年7月1日から施行される)。これを受け、改正不正競争防止法の内容を周知すべく、全国18か所において説明会を開催するとともに、2009年8月より産業構造審議会知的財産政策部会「技術情報の保護等の在り方に関する小委員会 営業秘密の管理に関するワーキンググループ」において議論を重ね、法的保護を受けるために必要な企業の適切な営業秘密の管理に向けたアプローチを更に支援するため、2010年3月に産業構造審議会WGにおいて営業秘密管理指針の改訂案の取りまとめがなされた。

(4) 産業財産権情報の活用・出願手続等に関する支援

① 特許電子図書館(IPDL)((独)工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

産業財産権情報を活用した効率的な先行技術調査、技術開発等を促進するため、国内外で発行された約7,770万件の特許・実用新案・意匠・商標に関する公報類、審査・登録・審判に関する経過の関連情報を特許電子図書館としてインターネットを通じて無料で提供した。

②特許情報活用支援アドバイザーの派遣（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

中小・ベンチャー企業等の技術開発や特許取得・管理業務における特許情報の有効活用を支援するため、特許情報活用の専門家である特許情報活用支援アドバイザーを地方自治体へ53名派遣している（2010年3月末時点）。

③出願アドバイザーの配置（中小企業産業財産権出願等支援事業関連委託費の内数）

出願手続き、出願共同利用端末の使い方、電子出願制度についての相談に応じる出願アドバイザーを47名（各都道府県）配置している。

④特許出願技術動向調査（6億円）

「リチウムイオン電池」、「LED照明」、「立体テレビジョン」を始めとする12テーマについて、内外の特許情報を基に技術動向を分析し、企業や大学が研究開発戦略、知財戦略を策定する際に有益な情報をまとめた特許出願技術動向調査を実施した。

2009年の調査結果については、特許庁ホームページにて掲載するとともに、学会発表等により周知している。

（5）権利化に対する支援

①中小企業等の先行技術調査に対する支援（6億39百万円）

中小企業等の審査請求前の特許出願について、出願人等の依頼に応じて特許庁から委託を受けた民間調査事業者が無料で先行技術調査を行い、中小企業等に対し、審査請求や外国出願の判断材料を提供した。2009年度の利用件数は6,393件。

②円滑な権利化に対する支援

中小・ベンチャー企業の円滑な特許権取得を促進するため、特許法に基づき、法人税が課されていない中小・ベンチャー企業に対して1～3年分の特許料を猶予するとともに、審査請求料の半額を軽減した。また、産業技術力強化法等に基づき、研究開発型中小・ベンチャー企業を対象として、1～3年分の特許料と審査請求料の半額を軽減した。2009年の利用件数は5,842件。

③早期権利化に対する支援

研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的として、特許出願に対する早期審査を行った。2009年の利用件数は9,777件。

また、権利化のタイミングに対する出願人の多様なニーズに応えるため、2009年10月よりスーパー早期

審査制度の試行の対象を拡大し、また2009年11月より新たにグリーン発明（省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明）に関する特許出願を早期審査の対象に加えるなど、早期審査制度を拡充した。

（6）知的財産の戦略的な活用に対する支援

①地域中小企業知財戦略コンサルティング事業（91百万円）

中小企業に対して知的財産専門家等を一定期間派遣し、その知的財産を戦略的に経営にいかすことを支援した。本事業は、岩手県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、石川県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、福岡県、北九州市の都道府県等中小企業支援センターにおいて実施した。

②地域中小企業外国出願支援事業（1億31百万円）

国際的な事業展開や模倣品等知的財産権侵害品に対応するために、戦略的に外国出願を行おうとする中小企業の海外展開を支援した。本事業は、岩手県、千葉県、静岡市、愛知県、三重県、富山県、福井県、和歌山県の都道府県等中小企業支援センターにおいて実施した。

（7）特許流通・技術移転の円滑化

①特許流通アドバイザーの派遣（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

大学・公的研究機関・企業等が保有する権利譲渡又は実施許諾可能な特許の発掘と、中小・ベンチャー企業等の技術導入に対するニーズを把握し、事業化に向けた両者のマッチングを図ることを目的として、知的財産権や技術移転に関する豊富な知識・経験を有する専門家である特許流通アドバイザーを地方自治体・TLO等へ92名派遣している（2010年3月末時点）。

②特許流通データベースの提供（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

活用可能な開放特許（権利譲渡又は実施許諾の用意がある特許）を産業界や地域の企業に円滑に流通させ、事業化を推進していくために、大学・公的研究機関、企業等が保有する開放特許をデータベース化し、インターネットを通じて1997年度から提供している。「ライセンス情報（譲渡含む）」及び「ニーズ情報（導入希望情報）」の登録・検索が行える（登録件数約46,000件（2010年3月末時点））。

③リサーチツール特許データベースの整備（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の

円滑な利活用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許をデータベース化し、インターネットを通じて2009年度から提供している。

特許流通データベースと同様に、リサーチツール特許の登録・検索が可能となっている（登録件数約850件（2010年3月末時点））。

第2節 ものづくり事業者と大学等の連携

1 大学等の能力を活用した研究開発の促進

(1) 地域イノベーション創出研究開発事業（再掲第2部第1章第1節1. (5) ④参照）

(2) 新産業育成ビジネス・インキュベータの提供

（独）中小企業基盤整備機構において、新産業育成ビジネス・インキュベータを提供し、大学の技術シーズを活用して起業・新事業展開を行おうとしている者等に対する支援を行った。

(3) 産学共同シーズイノベーション化事業（（独）科学技術振興機構運営費交付金の内数）

大学等の基礎研究に潜在するシーズ候補を産業界の視点で見出し、産学共同によるシーズの顕在化を目的としたフィジビリティスタディや、官民の共同負担による最終的な製品開発までを視野に入れた共同研究の推進を支援した。なお、新規採択は2008年度を以て終了し、2009年度は本事業を発展的に再編した研究成果最適展開支援事業において新規採択を行った。

(4) 独創的シーズ展開事業（（独）科学技術振興機構運営費交付金の内数）

大学等の独創的な研究成果（シーズ）について、研究成果の実用化に向けた展開を図るため、課題の技術フェーズに応じたプログラムにて研究開発課題を競争的環境下で採択・実施し、研究成果の社会還元を促進することにより、社会経済や科学技術の発展、国民生活の向上に寄与した。なお、新規採択は2008年度を以て終了し、2009年度は本事業を発展的に再編した研究成果最適展開支援事業において新規採択を行った。

(5) 研究成果最適展開支援事業（A-STEP）（（独）科学技術振興機構運営費交付金の内数）

大学等の有望な研究成果の事業化を目指し、実用化の可能性を検証するシーズ探索、企業との実用化に向けた共同研究開発、大学発ベンチャー創出等、それぞれの状況におけるニーズや課題の特性に応じた最適なファンディング計画を設定しながら、シームレスに研究開発を

支援した。2009年度においては255課題を採択した。

(6) 若手研究者ベンチャー創出推進事業（（独）科学技術振興機構運営費交付金の内数）

大学等の有する起業支援組織により起業家となるための必要な支援を受けつつ、若手研究者が行う自らが関与した研究成果を基にしたベンチャー企業の創出や事業展開に必要な研究開発を支援した。2009年度においては10課題を採択した。

2 大学等の研究成果の利用の促進

(1) 創造的産学連携体制整備事業（4億28百万円）

TLO（Technology Licensing Organization：技術移転機関）等が、産学連携に係る高度な知識・経験を有する人材を活用し、地域産業界や研究機関等との広域かつ密接な産学連携体制を構築するとともに、産学のリソースを基にした研究開発から事業化までの計画の企画・立案及びその実施等を行うことにより、新たな製品・サービス等の事業の創出を促進するために必要な費用の一部等を補助した。

(2) 大学発事業創出実用化研究開発事業（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数）

大学等の研究成果を活用して、産学が連携して実施する実用化を目指した研究開発事業を対象に、民間企業による事業化を前提とした事業化計画が具体的であること等を要件として、技術移転機関や民間企業等に、研究開発等に必要な資金の一部を補助した。

(3) 産学官連携戦略展開事業（29億67百万円）

イノベーション創出の原動力である大学等において、研究開発初期段階からの戦略的な知的財産の創造・保護・活用を始めとする知的財産戦略等の持続的な展開を推進し、我が国の産学官連携活動全体の質の向上を図った。

(4) 技術移転支援センター事業（(独) 科学技術振興機構運営費交付金の内数）

大学等の研究成果の海外特許出願関連支援、目利き人材の育成、総合的な技術移転相談、大学見本市の開催、特許、技術や市場性規模等の評価分析、開発あっせん・実施許諾等を実施し、大学等の知財活動の活性化が図られるよう積極的に支援し、研究成果の技術移転の促進を図った。2009年度の大学見本市においては、来場者は41,321名となり、全国規模での技術シーズと産業界のニーズとのマッチング機会を提供した。

③ 産学人材育成パートナーシップ事業 (15億11百万円)

我が国の人材育成における産学連携の好循環を創出すべく、大学界と産業界が人材育成に関する対話と行動を行う場として、文部科学省と経済産業省は、2007年度から「産学人材育成パートナーシップ」を推進している。2009年度は、「今後の取組の方向性について（平成21年度）」を公表するとともに、産学連携による各分野の人材育成モデルプログラムの開発や、学生の体系的な社会人基礎力の育成・評価手法の開発等、具体的取組を進めた。

④ アジア人財資金構想事業（34億円）

アジア等諸外国とのネットワーク形成、我が国大学・企業のグローバル化、我が国の産業競争力強化を図るため、我が国企業に就職意志のある、能力・意欲の高いアジア等の留学生を対象とし、産学連携による専門教育、ビジネス日本語・企業文化教育、インターンシップ、就職支援までの一連の事業を通じて、我が国産業界で活躍する高度外国人材の育成を促進する「アジア人財資金構想」を2007年度から経済産業省と文部科学省が共同で実施している。2009年度は約1,500人の留学生が参加した。

⑤ 産業クラスター計画関連の支援 (11億35百万円)

産業クラスター計画は、地域の中堅・中小企業が大学、公的研究機関等とのネットワークを形成し、新事業が次々と生み出されるようイノベーションの苗床を整備するもの。

これまでに、全国で18プロジェクトを展開し、世界市場を目指す約10,200社の中堅・中小企業及び約290の大学等（高専を含む）が広域的なネットワーク形成を行った。

また、全国の公設試験研究機関、金融機関、商社等の約2,450の機関及び企業が産業クラスターを支援した。

ものづくり労働者の確保等に関する事項

第1節 失業の予防その他雇用の安定

1 雇用創出に対する支援

(1) 中小企業労働力確保法に基づく支援 (68億7百万円)

製造業を含む様々な業種において中小企業が①創業・異業種進出や生産性の向上に伴い労働者を雇い入れた場合、②生産性の向上を図るための設備の設置等を行うとともに、それに係る労働者を雇い入れた場合の他、中小企業の団体が雇用管理の改善の取組を行った場合についての助成等を行うことにより、雇用機会の創出の担い手である中小企業における人材の確保、魅力ある職場作り等を支援した。

(2) 新規・成長分野企業等に対する総合的な支援の実施（4億66百万円）

今後成長・発展が期待され、雇用機会の創出が見込まれる新規・成長分野における新たな雇用機会の創出とそれらの分野への円滑な労働移動を図るため、製造業を含む様々な業種におけるベンチャー企業等の活力ある中小企業を含めた新規・成長分野の企業等に対し、各種セミナー等を通じた情報提供や相談援助等の支援措置を実施した。

2 円滑な労働移動支援の推進

(1) 労働移動支援助成金による支援 (3億71百万円)

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法に基づく再就職援助計画の認定を受けた事業主が、求職活動に伴う休暇付与や民間の職業紹介業者に労働者の再就職を委託する等の措置を講じた場合に、労働移動支援助成金の支給を行った。

3 景気循環に対応した雇用の維持・安定対策

(1) 雇用調整助成金による雇用の維持・安定 (6,601億85百万円)

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用維持を図った場合に、雇用調整助成金の支給を行った。

4 労働力需給調整機能の強化

(1) 官民連携した雇用関係情報の積極的な提供等 (5億15百万円)

公共職業安定所、経済団体、民間求人情報提供事業者等が保有する求人情報をパソコン、携帯電話端末等からインターネットを利用して一覧、検索できる「しごと情報ネット」事業を実施している。また、ハローワークインターネットサービスにおいて、求人者の意向を踏まえ求人企業名等を含む求人情報の提供を実施している。

(2) 製造業の請負事業の適正化及び雇用管理改善の推進（22百万円）

2007年6月に策定・公表した製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドライン及びそのチェックシートを活用し、請負事業主や発注者を対象に相談事業を行うとともに、雇用管理の改善や適正化の促進に取り組むモデル事業所の好事例を分析し、Q&A集及び好事例集を作成・周知した。

(3) 派遣労働者等に係る能力開発・キャリア形成の仕組みの整備（31百万円）

能力開発機会において正社員との格差が見られる派遣労働者・請負労働者について、主要な業務分野ごとに能力開発、能力評価のための望ましいモデルやキャリア形成支援計画を開発し、その普及啓発を図った。

(4) 「雇用創出企業」ウェブサイトの公表

2009年2月に公表した「雇用創出企業1,400社」の改定版として、経済産業省は、厚生労働省、農林水産省、国土交通省や関係機関協力の下、ものづくりやサービス業等の分野において、採用意欲があり、かつ製品やサービス、人材育成方針に優れる企業の掘り起こしを行った。雇用情勢が厳しさを増している中、2010年1月に、前回は上回る1,443社の「雇用創出企業」の魅力を発信するためのウェブサイトを発表し、大学、ハローワーク、ジョブカフェ等で積極的に紹介している。前回の「雇用創出企業1,400社」では、昨年7月時点で637社に約7,000人を採用した。

5 若年者の就業支援の推進及び職業意識の啓発

(1) 若年者トライアル制度の活用による就職支援の促進 (77 億 52 百万円)

職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者等について、一定期間(原則3ヶ月)試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の常用雇用への移行を図ることを目的として、試用雇用奨励金(1人4万円、最大3ヶ月)を支給した。

(2) 学校段階からの職業意識形成支援 (8 億 31 百万円)

高校生等に対しては、職業への理解促進、就職活動の仕方等に関する「職業ガイダンス」の実施などにより、学校段階からの職業意識形成の支援を行った。

また、大学生等に対しては、経済団体との連携の下、インターンシップ受入企業の開拓等を行ったほか、業界・職種研究、就職活動の仕方等に関するセミナーを実施する等職業意識の啓発を図った。

(3) 新卒者体験雇用事業の創設 (2009 年度 2 次補正で制度要求)

未就職卒業者を対象に1か月の体験雇用の機会を設けることにより、希望職種の選択肢を広げ、求職者と事業主との相互理解を促進し、その後の正規雇用への移行を図ることを目的として、新卒者体験雇用奨励金(1人8万円)を支給することとした(2010年2月から開始)。

(4) 若者自立塾創出推進事業の実施 (5 億 6 百万円)

相当期間、教育訓練も受けず、就労することもできない若年者に対し、合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与する若者自立塾創出推進事業を2005年度に創設し、2009年度においては全国28団体において実施した。

(5) 地域若者サポートステーションの拡充 (17 億 39 百万円)

ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置し、専門的な相談やネットワークを活用した適切な専門機関への誘導など、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステー

ション事業を2006年度に創設し、2009年度においては全国92か所において実施した。

6 いくつになっても働ける社会の実現

(1) 雇用状況改善のための緊急対策の推進

① 65 歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援 (6 億 44 百万円)

世帯主等特に再就職の緊急性が高い中高年齢者について、試行雇用を通じて常用雇用への移行を図る事業主に中高年齢者試行雇用奨励金を支給した。

(2) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 (106 億 61 百万円)

① 高齢者雇用確保措置の確実な実施

65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を事業主に義務付けた高齢者雇用安定法に基づき、当該措置を実施する事業主に対して、公共職業安定所等による助言・指導を実施した。

② 年齢に関わりなく働ける勤労環境の整備

定年引き上げ等奨励金の支給により、65歳前に契約期間が切れない安定的な継続雇用制度等を導入した中小企業に対する支援や65歳以上まで働くことができる環境を整備するための職域の拡大や処遇の改善、外部の高齢者の活用に関して先進的な取組を行う企業に対する支援等を行った。

(3) 団塊の世代が活躍できる環境の整備 (191 億 17 百万円)

① 再就職支援や起業支援のワンストップサービスの整備

地域の事業主団体等に委託し、その会員企業や定年退職者等を対象として、キャリア・コンサルティングや就職面接会等を実施し、再就職支援を推進するとともに、企業支援情報の提供をワンストップサービスで行う地域団塊世代雇用支援事業を実施した。

また、中高年齢者が共同して起業することにより、自らが継続的な雇用・就業機会を創出する場合に助成金を支給した。

(4) 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進

① シルバー人材センター事業の充実 (4 億 71 百万円)

高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就労又は軽易な業務に係る就労を希望する高齢者に対し、意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センターにおいて、「教育、子育て、

介護、環境」を重点に自治体と共同して企画提案した事業を支援した。

②高齢者の職業経験をいかした登録制による就業支援の実施（1億5百万円）

高齢者の知識・経験をいかすためのワークショップの開催、企業等とのマッチングを行うシニア就業支援事業を実施した。

第2節 職業能力の開発及び向上

1 再就職支援・能力開発対策の推進

(1)「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」の創設による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援（3,466億円 ※2009・2010年度の2年度分）

厳しい雇用失業情勢が続く中で、雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等については、その失業期間が長期化していくことが懸念されている。このため、雇用保険を受給できない方などに対する新たなセーフティネットとして、職業訓練、再就職、生活への総合的な支援を図るため、「緊急人材育成・就職支援基金」を創設した。

その中で、雇用保険を受給できない方に対する第二のセーフティネットとして、無料の職業訓練と、一定の要件を満たす場合は、訓練期間中に月10万円（被扶養家族を有する方にとっては月12万円）の訓練・生活支援給付を支給する緊急人材育成支援事業を実施した。

また、厳しい雇用失業情勢の中、十分な技能・経験を有しない求職者の早期再就職を促進するため、これらの求職者を実習型雇用や職場体験として受け入れ、必要な技能や知識の習得のための実習等を行った上で、常用雇用として雇い入れる事業主への支援を実施した。

さらに、離職後1年以上ハローワークで求職活動を続けている方や、離職に伴って住居も失い就職活動に支障が生じている求職者に対する再就職支援を充実・強化するため、民間職業紹介事業者に委託して、就職支援及びそれと併せた住居・生活支援を実施した。

2 公共職業訓練の推進

(1) 離転職者に対する職業訓練

厳しい雇用情勢が続く中で、ものづくり労働者を含め離職を余儀なくされた者の円滑な再就職の促進を図るため、公共職業能力開発施設において職業訓練を実施しているほか、専修学校、大学、NPO、求人企業等あらゆる民間教育訓練機関等を委託先として活用して職業訓練を実施している。

2009年度当初予算においては、前年度に比べ約3.5万人増の約19万人の訓練定員数を計画していたが、2009年度第1次補正予算において、更に約2.7万人の訓練定員数を加え、計約22万人の規模で実施した。

なお、公共職業能力開発施設等として、職業能力開発校（2009年4月現在（以下同じ）167校）、職業能力開発短期大学校（12校）、職業能力開発大学校（10校）、職業能力開発総合大学校（1校）、職業能力開発促進センター（61か所）及び障害者職業能力開発校（19校）を設置している。

(2) 在職労働者に対する職業訓練

ものづくり産業に従事する労働者等が技術革新の進展等に適切に対応できるようにするため、公共職業能力開発施設において、職業能力を開発向上させるための職業訓練をおおむね2日から3日程度の期間で実施している。

(3) 学卒者に対する職業訓練

中学・高等学校卒業者等を対象に、若年技能労働者の育成を図るため、ものづくり産業を含め職業に必要な技能及び知識を習得させるための職業訓練を1年、または、2年程度の期間で実施している。

3 事業主が行う職業能力開発の推進状況

(1) 事業主に対する助成金の支給（72億32百万円）

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価を推進する事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給した。

(2) 職業訓練実施に対する援助

地域の中小企業を中心に事業主が行う職業能力開発を援助するため、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行うほか、訓練施設の貸与、職業訓練指導員の派遣等を実施した。

(3) 認定職業訓練に対する支援（12億1百万円）

事業主や事業主の団体等が行う職業訓練のうち、教科、訓練機関、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合して行われている認定職業訓練施設（全国約1,219施設）について、これを運営する中小企業事業主等に対して、その運営等に要する経費の一部について補助を行った。

(4) 企業活動のグローバル化に対する支援（5億9百万円）

国内外で国際業務を担うことができる実践力のある人材を育成するため、海外派遣予定労働者等に対して、キャリア・コンサルティングの実施による必要な能力の提示、派遣前・派遣中における研修等による能力開発、帰国後の評価を行うことにより、当該労働者の体系的かつ継続的な職業キャリアの形成を支援した。

(5) 人材投資促進税制

（減収見込 122億円（2009年度））

中小企業の人材投資を増加させ、生産性向上や経営環境変化への対応力を強化させるべく、教育訓練費の労務費に対する割合（教育訓練費割合）に応じて、税額控除できる措置を引き続き講じた。具体的には、教育訓練費の増減にかかわらず、中小企業者等のその事業年度の教育訓練費割合が一定水準（0.15%）以上の場合には、当該教育訓練費の8～12%に相当する額を税額控除する。

4 労働者の自発的な職業能力開発のための環境整備

(1) キャリア形成支援体制の整備（17億8百万円）

雇用・能力開発機構都道府県センターに設置された「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者及び求職者等に対して、キャリア・コンサルティングを実施し、能力開発プランの作成等きめ細かな相談支援を実施した。

(2) 教育訓練給付制度（70億21百万円）

労働者が自発的に職業能力開発に取り組むことを支援するため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受け、その教育訓練を修了した場合に、労働者が負担した費用の一定割合を支給した。対象となる教育訓練は、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要と認められるものを厚生労働大臣が指定しており、2010年1月1日現在5,458講座を指定している。うち、製造業に関するものは72講座となっている。

(3) 「私のしごと館」の運営（8億円）

若年者を中心に職業意識の効率的かつ効果的な形成等を図るため、「私のしごと館」により、様々な職業体験機会、体系的な職業情報及び相談等をワンストップで提供した。2003年3月に開館した（関西文化学術研究都市（京都府精華・西木津地区））。

5 職業能力形成機会に恵まれない者に対する能力開発支援

(1) ジョブ・カード制度の推進

ジョブ・カード制度は、フリーター等の正社員経験の少ない方を対象に、①ジョブ・カードを活用した、きめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行い、②企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、③企業からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめることにより、正社員としての就職へと導く制度である。

本制度の職業訓練には、企業が訓練生と労働契約を結んで行われる雇用型訓練と、民間教育訓練機関等への委託により行われる委託型訓練がある。訓練生は、雇用型訓練では訓練実施企業から賃金を得ることができ、委託型訓練では雇用保険を受給できる場合には雇用保険により、受給できない場合には訓練・生活支援給付（年収要件等一定の条件あり）により、安心して訓練を受けることができる仕組みとなっている。

これまでの実績であるが、制度が創設された2008年4月からの累計で、ジョブ・カード取得者数は約20万9千人（2010年2月末確定値）、職業訓練受講者数は約8万1千人（2010年3月末速報値）となっている。

第3節 ものづくりに関する能力の適正な評価、労働条件の確保・改善

1 職業能力評価制度の整備

(1) 技能検定制度の運用（7億18百万円）

技能検定制度は、労働者の技能習得意欲を増進させるとともに、技能及び職業訓練の成果に対する社会一般の評価を高め、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的とした国家検定であり、機械加工、機械保全等のものづくり産業に関係の深い職種を中心に実施されている。

また、民間の指定試験機関により実施する技能検定は12職種となっている。

(2) 職業能力評価基準の整備（1億56百万円）

職業能力が適正に評価されるための社会基盤として、能力評価のいわば、“ものさし”、“共通言語”となるよう、職業能力評価基準の整備に取り組んでいる。2009年度までは、業種横断的な事務系職種のほか、業種別のもので電気機械器具製造業、自動車製造業等42業種の職業能力評価基準を策定した。

2 「ものづくり立国」の推進

(1) 熟練技能の維持・継承に対する支援

① 高度熟練技能者を活用した若年者等のものづくり人材育成支援（2億72百万円）

特に優れた技能者を高度熟練技能者として認定し（2009年度は346名認定）、これら高度熟練技能者を始めとした、優れた指導力・豊富な実務経験を有する技能者情報をデータベース化したうえ登録を進め、これにより情報提供を行うとともに、工業高校、公共職業能力開発施設、中小企業及び業界団体等にこれら熟練技能人材を実技指導のため派遣し、その活用を図った。

② 団塊世代の労働者を活用した技能継承等の推進（2億13百万円）

中小企業における技能継承や生産性向上等に資するために、団塊世代等の熟練技能人材に技能継承等に関する技法を教育し、「技能継承等インストラクター」として養成した。

③ 中小企業等の技能の円滑な継承に対する支援（90百万円）

技能継承や人材育成等の対応に係る総合的な情報提供・相談援助を行う「技能継承等支援センター」を各都道府県に設置し、関係機関とも連携を図りつつ、中

小企業等における技能継承が円滑に行われるよう支援した。

(2) 技能振興・啓発の推進

① 地域におけるものづくり分野の人材育成に対する支援（60百万円）

ものづくり分野における人材育成に取り組む都道府県において、業界団体等と連携したものづくり分野における人材確保、在職者訓練、技能継承のための事業計画を策定の上、これに基づく事業を支援した。

② 技能競技大会等の推進（7億29百万円）

技能の素晴らしさ、重要性について若者を始めとした国民各層に深く浸透させるため、各種技能競技大会を開催した。うち最も規模の大きい青年技能者技能競技大会（技能五輪全国大会）は、都道府県ごとに行われる地方大会で選抜された青年技能者が参加して毎年開催しているが、2009年度（第47回技能五輪全国大会）は2009年10月23日から26日にかけて行われ、40職種に983名の青年技能者が参加した。

また、第40回技能五輪国際大会が2009年9月1日から6日にかけて行われ、日本からは40職種に45名の選手が参加し、日本選手団の派遣を支援した。

③ 卓越した技能者の表彰（25百万円）

広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年が、その適正に応じ、誇りと機能を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として、卓越した技能者（現代の名工）の表彰を実施しており、2009年度は11月10日に表彰式を開催し、150名を表彰した。このうち製造業に関する者は52名であった。

なお、1967年度に第1回の表彰が行われて以来、2009年度の第43回の表彰までで、被表彰者は4,988名となった。

④ 企業の工場・訓練校、公共職業能力開発施設等の開放促進等によるものづくり体験の促進（86百万円）

ものづくり技能を身近に体験できる機会を提供するため、各都道府県単位で「ものづくり体験推進会議」を設置し、企業の工場・訓練校等の開放等によるものづくり現場の見学、技能フェア等のイベントでの体験教室の開催等により、ものづくり技能の理解の促進を図った。

3

労働条件の確保・改善

(1) 労働条件の確保対策

厳しい経済情勢が続く中、労働基準監督署等において、製造業も含め、解雇、雇止めや賃金不払い事案等への確に対応するとともに、一般労働条件の確保・改善及び安全衛生の確保に関する対策等を推進した。

製造業に関連の深いものとしては、労働基準監督署等において、機械設備を製造等又は使用する事業場等に対して、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の周知等を行うとともに、機械設備に係る災害発生事業場等に対する個別指導等を行った。また、製造業等を始めとした災害多発業種について、関係業界団体と連携の上、「危険性又は有害性等の調査等」を始めとする各種安全対策に係るマニュアルを活用した指導等を行った。

(2) 快適な職場環境の形成の促進（3億3百万円）

ものづくり労働者が安心して働ける環境を整備する観点からも、その職場環境の改善を図ることが重要となっている。このため、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（快適職場指針）」を公表しているところである。同指針の周知を図るため、中央快適職場推進センター・都道府県快適職場推進センター（47 か所）を設置しており、事業者に対し資料の提供等による普及活動、助言・相談業務を実施した。

ものづくり基盤産業の育成に関する事項

第1節 産業集積の推進等

① 新たな集積の促進又は既存集積の機能強化及び新規創業等に係る支援機能の充実

(1) 伝統的工芸品産業の振興対策事業
(10億18百万円)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、(財)伝統的工芸品産業振興協会及び事業協同組合等に対し、伝統的工芸品産業振興のために行う、人材確保・育成、需要開拓等に対する補助を行った。

(2) 地域企業立地促進等事業 (43億86百万円)

地域が自らの特色を踏まえて基本計画を策定し、計画の実現に向けた企業誘致や人材育成、貸工場や貸事業場の整備等を行う事業に対し補助を実施し、企業立地支援センターによる企業立地に関するワンストップサービスの提供を行った。また、中小企業者の企業立地や事業高度化への取組に対する資金調達の円滑化を図るため、(株)日本政策金融公庫等を通じた融資を実施した。

制度面の整備に関しては、企業立地促進法の改正により、2009年度から集積区域の産業用資産の特別償却措置の対象に窯業・土石製品製造業（炭素繊維製造業を含む）を追加した。

(3) 産業クラスター計画関連の支援
(再掲 第2部第1章第2節5. 参照)

(4) 知的クラスター創成事業 (89億30百万円)

産学官連携による新技術シーズの創出や実用化につながる研究開発までの一体的な推進、国内外の他地域との連携によるクラスターの広域化など幅広い活動を戦略的に展開することにより、世界中からヒト・モノ・カネを惹きつけ、世界を相手に勝負できる世界レベルのクラスターを形成する取組を支援した。

(5) 都市エリア産学官連携促進事業 (45億円)

大学等の「知」を活用して新技術シーズを創出し自立的・継続的な産学官連携基盤を構築することにより研究開発型の地域産業の育成を図り、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスター形成を支援した。

(6) 新産業育成ビジネス・インキュベータの提供
(再掲 第2部第1章第2節1. (2) 参照)

(7) 「感性価値」創造の促進と国際発信力の強化

生活者の感性に働きかけ、共感・感動を得ることで顕在化する商品・サービスの価値（「感性価値」）の創造を促進するため、「感性価値創造フェア」の開催や「東京発 日本ファッション・ウィーク」への支援等を実施した。

(8) 生活関連製品（日用品）の国際展開の推進

日本製品の魅力を発信するとともに、生活関連製品を取り扱う中小企業が、海外へ販路開拓を行うための支援として、海外の著名な見本市に出展した。2009年4月には「ミラノ・サローネ」（イタリア）、11月「インテリアライフスタイルチャイナ」（中国）、2010年1月には「メゾン・エ・オブジェ」（フランス）、2月「アンビエント」（ドイツ）へ出展した。また、アジア（上海）においては、日本製品の訴求力向上や対外的な発信力強化を目的に、これまでにない長期・継続的な展示会とした。さらに、中国への販路開拓を目指す我が国中小企業者に対し現地での市場調査に基づく商慣行等、実際の取引に必要な情報提供や、現地のバイヤーへの売り込み、商談の仲介などの商談促進支援等、実効性ある販路開拓支援を行った。

② 環境性能の高い製品の普及促進等

(1) 低炭素型雇用創出産業の国内立地推進
(297億10百万円)

低炭素社会の基盤となる産業に関し、将来の大きな成長が見込まれる市場において、信頼性の高い技術力を有するなど国際競争力の高い企業が経済状況の変化に伴い海外へ流失する懸念も高まる状況の中、国内雇用の創出に寄与しつつ、国内への投資を加速するような企業に対して、工場及び設備等の新增設に係る経費の一部を補助する支援を行った。

(2) 環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度 (6,310億89百万円)

環境対策と景気対策を効果的に実現するため、2009年4月10日より、古い車を廃車して一定の環境性能を有する車を購入する場合、または古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた車を購入する場合に、それぞれ一定額の補助を講じている。本制度は、2010年3月31日までの措置であったが、2009年12月に閣議決定

した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、2010年9月30日まで延長となった。

(3) 自動車重量税・自動車取得税の時限的免除・軽減措置

自動車の買換・購入需要を促進するとともに、今後我が国が目指すべき低炭素社会の実現につなげるため、自動車重量税・自動車取得税について、一定の排出ガス性能・燃費性能等を備えた自動車の取得・継続保有に係る負担を時限的（自動車重量税：2009年4月から2012年4月末まで、自動車取得税：2009年4月から2012年3月末まで）に免除・軽減する措置（「自動車重量税・自動車取得税の時限的免除・軽減措置」、いわゆる「エコカー減税」）を講じている。

(4) 家電エコポイント制度（5,267億69百万円）

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」において、グリーン家電（統一省エネラベル4☆相当以上の地上デジタル放送対応テレビ、エアコン、冷蔵庫）の購入者を対象に、様々な商品と交換可能なエコ

ポイントを発行、地球温暖化対策の推進、経済の活性化、地上デジタル放送対応テレビの普及促進を図っている。また、2009年12月に閣議決定した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、適用期限を2010年12月31日まで延長し、申請手続を改善、省エネ基準の見直しに伴い、テレビの対象をより省エネ性能の高い製品に限定、制度上の優遇措置を設け、省エネ性能の高いLED電球等の即時交換商品への交換を促進する改善を行った。

(5) 住宅エコポイント制度（1,000億円）

住宅エコポイント制度は2009年12月に閣議決定した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に盛り込まれ、経済産業省、国土交通省及び環境省の共同事業として進めている。断熱性に優れた新築住宅や、断熱性能向上のための窓等のリフォームに対して、様々な商品と交換できるポイントを発行するものである。これにより、関連産業の裾野の広い住宅分野での投資を増やし、景気浮上効果を誘発するとともに、省エネ性能の優れた住宅の増加を目指している。

第2節 中小企業の育成

1 取引の適正化

(1) 下請取引の適正化

① 下請代金法の運用状況

下請取引の適正化を推進するため、下請代金法に基づき、親事業者及び下請事業者約47万社に対して書面調査を実施し、下請代金法に違反する又は違反するおそれのある事実が認められた親事業者に対し、8件の勧告及び1,960件の指導、3,187社への書面警告を行った。また、違反のおそれの高い親事業者460社に対し立入検査等を実施し、439社に対して書面により改善指導を行った（書面調査数は公正取引委員会及び中小企業庁が2009年度通年に、それ以外の件数は2009年度上半期に実施したもの）。

② 特別事情聴取等の実施

下請代金法に基づく検査の結果、同様の指摘を2回連続で受けている親事業者、下請代金法に基づき中小企業庁に提出する調査票や改善指導報告書を未提出である親事業者に対し、特別事情聴取を実施し、親事業者の法令遵守を促した（中小企業庁において2009年11月～2009年末までに35件実施）。

また、書面調査等に基づいて収集した情報を基に、過

去に違反が多くみられた道路貨物運送業など5業種について実地調査の割合を増やし、重点的な調査を実施したほか、過去に勧告を行った案件の中から4件を選定した上、勧告後の親事業者による下請法遵守状況についてフォローアップ調査を実施した（公正取引委員会において実施）。

③ 年末及び年度末通達

中小企業向け年末対策として、親事業者約29,600社及び関係事業者団体701団体に対して、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長連名の通達（「下請取引の適正化について」）を発出し（2009年11月20日）、下請代金法の遵守等を要請したほか、年度末に向けた追加中小企業対策として、関係事業者団体662団体に対して同様の通達を発出した（2010年3月11日）。

④ 下請代金法講習会等の実施

下請代金法等を普及啓発する観点から、親事業者及び下請事業者の外注（購買）担当者等を対象として、下請取引改善講習会等を開催した。

（下請取引改善講習会（調達担当者向け）1日コース18会場、半日コース71会場 計93会場、下請改善講習会（経営者層向け）47回（予算額92百万円）

(下請取引適正化特別推進月間開催(6月開催)) 中小企業庁主催: 全国 10 会場

(下請取引適正化特別推進月間開催(11月開催)) 中小企業庁、公正取引委員会主催: 全国 58 会場

(地域巡回セミナー) 県庁所在地以外の 246 市町(予算額 97 百万円)

⑤ 下請取引適正化ガイドライン

- ・政府は親企業・下請企業間の望ましい取引関係の事例等を盛り込んだ「下請適正取引等の推進のためのガイドライン(以下「下請取引適正化ガイドライン」という。)」を 11 業種について策定している(2010 年 1 月末時点)。
- ・下請取引に係るベストプラクティスを集めたパンフレットの三訂版を 12 万部作成し、普及啓発を図った(2009 年 11 月)。

⑥ 下請かけこみ寺関連

本部及び全国 47 都道府県の 48 か所に設置した「下請かけこみ寺」において、下請取引に関する相談対応、裁判外紛争解決手続(ADR)、下請取引適正化ガイドラインの普及啓発を実施(相談件数 4,200 件、ガイドライン説明会 197 回(2009 年 4 月～2009 年 12 月))(予算額 5 億 70 百万円)。

2 下請中小企業対策

(1) 下請振興法に基づく、振興基準の周知

① 下請取引改善講習会における周知

下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準(以下「振興基準」という。)、振興事業計画に係る助成措置等について、周知を図った。

② 年末通達の発出(2009 年 11 月 20 日)

下請振興法に定める「振興基準」の遵守について、関係事業者団体 800 団体に対し、通達(「下請事業者への配慮等について」)を発出し、下請事業者に対する配慮を行うよう要請した。

(2) 取引あっせん、商談会による販路開拓支援

① 取引あっせん事業

新たな取引先を開拓したい下請中小企業者に対して、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った受発注情報を都道府県内・外において紹介し、きめ細やかな取引のあっせんを行った。

② ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)

(予算額 50 百万円の内数)

2007 年度から運用を開始しているインターネットを活用した「ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)

(<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>)により、受発注情報等の情報提供を行い販路開拓のための支援を行った(2009 年 4 月～2009 年 12 月末までの取引あっせん件数 23,267 件、2009 年 11 月末現在の登録企業数は 21,580 社)。

③ 緊急広域商談会開催事業(予算額 50 百万円の内数)

大企業の大規模な事業再構築の実施、倒産、天災等により影響を被る下請中小企業について、広域的に新たな販路開拓を支援するため、緊急広域商談会を開催した(2009 年度は 4 会場)。

3 中小企業の経営の革新及び創業促進

(1) 経営革新の促進

経済的環境の変化に即応して中小企業が行う新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る経営革新を支援するため、以下のような支援措置を行った。

① 政府系金融機関による融資

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業を行う個別の中小企業者、組合及び任意グループに対し、低利による融資を行った。

② 中小企業信用保険法の特例

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

③ 中小企業経営革新プラットフォームシステム開発事業(17 億 63 百万円)

中小・小規模企業でも安価かつ容易に業務効率化を行える、インターネットを活用したソフトウェア提供サービス(J-SaaS)の基盤となるシステムや、その上で稼働する財務会計、給与計算等のアプリケーションを開発した。

④ 地域イノベーションパートナーシップ

(8 億 13 百万円)

地域のサービスやものづくり等に携わる中小企業の IT 利活用によるイノベーションを促進し地域経済の活性化を図るため、広域地域経済圏ごとに「地域イノベ

ションパートナーシップ」の推進体制を構築し、官民連携のネットワーク（IT経営応援隊）を通じて全国各地で研修会やセミナーの開催や専門家派遣等を実施し、IT経営を実現できる企業の輩出を行うと共に、中小企業等のIT化をサポートする地域ITベンダとのビジネスマッチングやITベンダの連携による供給力強化等の取組を支援した。

(2) 創業・ベンチャーの促進

①新創業融資制度（財政投融資）

（株）日本政策金融公庫等が新規開業者の事業計画（ビジネスプラン）等を審査し、1,000万円を限度に無担保・無保証人（法人の場合、代表者の保証も不要）で、融資する制度を実施した。

②創業者向け保証制度

民間金融機関による再チャレンジ起業家への融資を後押しするための再挑戦支援保証制度を実施した。信用保証料率を低めに抑えて、再チャレンジ起業家を応援するとともに、過去の債務が残っている場合の返済資金も保証の対象としている。

③創業人材育成事業（11億92百万円）

全国の商工会や都道府県商工会連合会、商工会議所において、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」（30時間程度の短期集中研修）を開催した。また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に、経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援する「経営革新塾」を開催した。

④新規創業支援・ビジネスプラン評価研修

（独）中小企業基盤整備機構交付金の内数）

中小企業大学校において、創業の意志を持つ者を支援するため、地方自治体の職員、商工会・商工会議所の経営指導員・中小企業診断士等の支援者を対象に、創業者のビジネスプランを評価するための着眼点及び考え方並びに創業・ベンチャー企業に対する支援施策及び支援のポイント等を内容とした新規創業支援・ビジネスプラン評価研修を5日間実施した。

⑤起業支援ネットワーク環境整備事業（40百万円）

起業に向けた活動を行う「起業活動層」が起業する際に必要な情報や経営資源を調達できる環境を整備するため、双方向で情報のやりとりが可能な「起業支援ネットワークNICe（National Incubation Center：ナイス）」をインターネット上で運営した。さらに、当該ネットワークを活用して、効果的な起業支援施策の構築・普及に向

けたデータ収集や情報発信等を行った。

⑥創業・ベンチャーフォーラム（独）中小企業基盤整備機構交付金の内数）

創業・ベンチャー企業に対する社会的評価の向上や、起業家が輩出されやすい風土づくりを進めるため、企業家精神に富む経営者等の表彰事業、シンポジウムの開催、創業事例の調査を実施した。

⑦ベンチャーファンド出資事業（独）中小企業基盤整備機構自己資金）

国内の成長初期段階にあるベンチャー企業等に投資するためのファンド組成を促進し、中小・ベンチャー企業への資金供給を円滑化することを目的として、（独）中小企業基盤整備機構が投資事業有限責任組合に対して出資する事業を実施した。

⑧「がんばれ！中小企業ファンド」（独）中小企業基盤整備機構自己資金）

目利き能力やネットワークを有する民間の事業会社等によるファンドに対して、（独）中小企業基盤整備機構が出資を行い、新事業展開を図る中小企業に対し、資金供給と販路拡大の支援を実施した。

⑨ベンチャープラザ（独）中小企業基盤整備機構交付金の内数）

中小・ベンチャー企業が自社のビジネスプランの発表等を通じて投資家・事業パートナー等と出会う機会を提供し、資金調達を始めとする様々な課題の解決を支援するマッチングイベントを開催した。

⑩ベンチャーフェア（独）中小企業基盤整備機構交付金の内数）

革新的な製品・試作品やサービス等を展示・紹介し、販路・事業提携先の開拓の支援を行うため、東京において中小・ベンチャー企業のための大規模展示会を開催した。

⑪中小企業経営革新ベンチャー支援事業（独）情報処理推進機構交付金の内数）

優れた技術シーズをもとにSaaS/ASP関連の新しいビジネスを目指す中小ITベンチャー企業を発掘し、開発等に対し支援した。

(3) 新連携の促進

中小企業新事業活動促進法により、異分野の複数の中小企業が有機的に連携し、当該企業が持つ技術及び販路等の経営資源を有効に組み合わせることで新商品・新サービスの開発等の新事業活動を行うことにより、新たな事業分

野の開拓を図る取組について、以下の支援を行った。

①新連携支援事業

(新事業活動促進支援事業 6,016百万円の内数)

中小企業による新事業活動の促進を図るため、異分野の複数の中小企業が自己の優れた技術及び販路等の経営資源を持ち寄り、連携体を構築する際の経費や中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画(以下「新連携計画」という。)」の認定を受けた連携体が、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な取組に要する経費の一部を補助した。

②政府系金融機関による融資

中小企業新事業活動促進法に基づく新連携計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、低利による融資を行った。

③中小企業信用保険法の特例

中小企業新事業活動促進法に基づく新連携計画の認定を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

(4) 地域資源活用の促進

中小企業地域資源活用促進法により、地域の優れた産業資源を活用した中小企業者の新商品等の開発・市場化等を図る取組について、以下の支援を行った。

①地域資源活用新事業展開支援事業

(新事業活動促進支援事業 6,016百万円の内数)

中小企業による地域の「強み」である産地の技術等の産業資源を活用した事業活動の促進を図るため、地域資源活用商品の展示会出展等に係る経費や、中小企業地域資源活用促進法に基づき、「地域産業資源活用事業計画(以下「地域資源活用計画」という。)」の認定を受けた中小企業者が当該計画に従って行う、試作品開発や市場調査等事業の市場化に必要な取組に要する経費の一部を補助した。

②政府系金融機関による融資

中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源活用計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、低利による融資を行った。

③中小企業信用保険法の特例

中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源活用計画の認定を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、

無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

(5) 農商工連携の促進

農商工等連携促進法により、中小商工業者等と農林漁業者が有機的に連携し、互いの経営資源を活用しての、新商品・新サービスの開発等の取組について、以下の支援を行った。

①農商工等連携促進対策支援事業

(新事業活動促進支援事業 6,016百万円の内数)

中小企業者と農林漁業者との有機的な連携による事業活動の促進を図るため、互いの優れた技術及び販路等の経営資源を持ち寄り、連携体を構築する際の経費や、農商工等連携促進法に基づき「農商工等連携事業計画」の認定を受けた中小企業者が当該計画に従って行う、試作品開発や市場調査等の事業の市場化に必要な取組に要する経費の一部を補助した。

②政府系金融機関による融資

農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、低利による融資を行った。

③中小企業信用保険法の特例

農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

4

中小企業のものづくり基盤技術強化

(1) 川上・川下ネットワーク構築支援事業 (1億90百万円)

基盤技術を担う川上中小企業と、燃料電池や情報家電等の川下産業間の緊密なコミュニケーションを通じた「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」や「情報の非対称性の解消」を図るため、川上・川下間の連携・摺り合わせをコーディネートする人材の配置や、両者の情報交換の場の創設、マッチング機会の創出等、中小企業と大企業の「出会いの場」の創出に向けた取組を支援した。

(2) 戦略的基盤技術高度化支援事業(再掲 第2部 第1章第1節1.(5) ②参照)

(3) ものづくり製品開発等支援事業(再掲 第2部 第1章第1節1.(5) ③参照)

(4) 中小企業ものづくり人材育成事業

(3億78百万円)

中小企業の人材育成・確保を図るため、各地域の産業界と工業高校、行政等が連携して、学校への企業技術者の講師派遣、生徒や教員の現場実習等を行うことにより、工業高校の実践的な教育プログラムの充実を図った。

(5) 人材対策事業 (140 億円)

雇用の流動化を、中小企業が優れた人材を確保する好機と捉え、中小企業への就業機会を向上させるとともに、悪化する雇用情勢に資するため、人材対策事業を実施した。具体的には、合同就職説明会等のように、普段は大企業に向かいがちな人材を、地域の中小企業に橋わたしする事業や太陽光パネルの設置等の分野ごとの講習や現場実習等を通じた実践型研修を実施した。

ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項

第1節 学校教育におけるものづくり教育の充実

1 初等中等教育において講じた施策

(1) 「目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）」（1億6百万円）

大学、研究機関等との連携による、先端的な技術・技能等を取り入れた教育等特色ある取組を支援し、専門高校の活性化を図るための事業を実施した。

(2) 地域産業の担い手育成プロジェクト（3億35百万円）

専門高校と地域産業界が連携して、ものづくりや食・くらしを支え、地域産業を担う専門的職業人を育成するための取組を関係省（経済産業省、国土交通省、農林水産省）と共同で実施した。

(3) 豊かな体験活動推進事業（10億79百万円）

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、小・中学生には感性を育み、命の大切さを学ばせる体験活動、高校生には社会奉仕活動のプログラムを実施するとともに、農山漁村での生活体験活動や自然の中での長期宿泊体験活動のプログラムについて調査研究を行い、他校のモデルとなる体験活動の実施とその成果の全国普及により、小・中・高等学校等における体験活動の推進を図った。

(4) 教員研修の実施（（独）教員研修センターの運営費交付金の内数）

産業教育担当教員等を対象とする教員研修を実施した。

(5) 産業教育施設・設備の整備（安全・安心な学校づくり交付金の内数等）

私立高等学校における産業教育のための実験実習に必要な施設・設備の整備に係る経費の一部を学校法人に対して補助し、公立高等学校における施設（設備は2005年度より一般財源化）の整備に係る経費の一部を地方公共団体に対して交付した。

(6) 発達段階に応じたキャリア教育支援事業（55百万円）

小・中学校の発達段階に応じた組織的・体系的なキャリア教育プログラムの開発等に関する調査研究を実施した。

(7) 全国産業教育フェアの開催（24百万円）

産業界、教育界更に国民一般に広く産業教育への理解を深めてもらうため、専門高校の生徒の研究発表や作品展、ロボットコンテスト等を行う「全国産業教育フェア」を開催した。

(8) スーパーサイエンスハイスクール（（独）科学技術振興機構運営費交付金中の内数等）

学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や体験的・問題解決的な学習を行うなど、先進的な理数教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクール（SSH）として指定し、その取組を支援した。

(9) 理科支援員等配置事業（（独）科学技術振興機構運営費交付金の内数）

研究者・技術者、大学（院）生等の有用な外部人材を、理科支援員や特別講師として小学校に配置し、理科授業における観察・実験活動の充実及び教員の資質向上を図った。

(10) キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業（1億15百万円）

ものづくり等の体験活動を通して、児童生徒が働くことの面白さを体系的に理解できるようにするキャリア教育の推進に当たり、学校と企業等を仲介するコーディネーターへのニーズが高まりを受け、2008年度から、コーディネーターを育成・評価する事業を開始し、2009年度は全国9地域で実証を行った。

(11) 社会人講師活用型教育支援プロジェクト（84百万円）

企業の技術者等の社会人講師の発掘や地元企業が有する技術等と小学校の理科授業を結びつけたカリキュラムの作成、産業界や教育界等関係機関の地域ネットワーク構築等の取組を実施した。

(12) 早期工学人材育成事業（42百万円）

中高生を対象に地元産業界の技術者や施設等を活用し、知識と社会とのつながりや、エンジニアのキャリア等を示すことにより、将来への職業観を高め、授業の効果を向上させることを目的として、協力企業の発掘や産業技術と教育から得られる基本的知識を関連づけたプログラムの開発・実証、産業界や教育界等関係機関のネッ

トワーク構築等の取組を実施した。

2 高等教育において講じた施策

(1) インターンシップの推進

大学・高等専門学校において、学生の高い職業意識や創造性を育成するため、企業等の現場におけるインターンシップを推進した。

- ①インターンシップを実施している大学等に対する支援のうち、私立大学等に対しては私立大学等経常費補助金において措置（私立大学等経常費補助金の内数）
- ②一層の推進を図るための調査研究等の実施
- ③地域経済の活性化及び人的資源の有効活用の観点から、地域の中小企業と大学院や大学、高等専門学校等において、新事業創出に有用な知識等を習得させるための長期インターンシップの企画策定や実施体制の構築等の取組を実施

(2) 産学連携による実践型人材育成事業 （5億13百万円）

ものづくり技術者等の育成を目的とし、大学・高等専門学校における産学連携による実践型人材の育成に資する教育プログラムの開発・実施を行った。

3 専修学校教育において講じた施策

(1) 専修学校を活用した就業能力向上支援事業 （5億40百万円）

若者、中高年、女性等の就職困難者の再就職を支援するため、専修学校の持つ職業教育機能を活用し、それぞれの特性等に応じた就業能力の向上に資する学習機会の提供を行うことにより、ものづくり分野を含む専門的な職業教育等を実施した。

(2) 専修学校教育重点支援プラン（4億59百万円）

地元の産業就労に特化した地域性の高い人材育成プログラムや新たな領域の人材育成プログラムの開発等、社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を専修学校において実施した。

(3) 専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン （1億47百万円）

専修学校の機能を活かして、高等学校と連携し、高校生に対して職業に関する知識・技能・資格等の事例紹介や職業体験講座等の多様な職業体験の機会を提供するとともに、若年者の職業意識の涵養を図るための職業体験講座等を各地で開催し、ものづくりに資する技術・技能の学習意欲と職業意識の醸成を図った。

第2節 ものづくりに係る生涯学習の振興

1 一般市民や若年層に対する普及啓発

(1) 日本科学未来館での取組

2001年7月に開館した日本科学未来館では、参加体験型の展示や映像等により最先端の研究成果や技術を紹介するとともに、各分野の先端技術の一端を体験する「実験工房」において、ノーベル化学賞受賞者の白川英樹博士自らが行う実験教室「導電性プラスチックを作ろう！～透明スピーカーへの応用」をはじめ、ダイヤモンド合成やロボット制作等の各種実験教室を開催することにより、青少年を始めとする国民が最先端の科学技術に触れ、学ぶ機会を提供した。

(2) 子どもゆめ基金

民間団体が実施する科学体験活動、自然体験活動、社会奉仕体験活動等子どもの体験活動の振興を図る活動等に助成を行う「子どもゆめ基金」が（独）国立青少年教育振興機構に設置されている。2009年度には、科学ものづくり活動を始め子どもの体験活動等、全体で2,218件を採択した。

(3) 公民館・博物館などにおける取組

地域の人々にとって最も身近な学習や交流の場である公民館や博物館などの社会教育施設では、近年、社会の多様化、複雑化に伴う新たな教育課題への対応が求められる、国民1人1人が豊かな人生を送ることができるよう生涯にわたって学習できる機会の提供や、住民のニーズに応じた様々な取組が実施されている。

例えば、公民館では、地域の自然素材などを活用した親子参加型の工作教室などの講座が取り組まれており、この取組により、子どもたちがものを作る楽しさの過程を学ぶなどものづくりの意欲を高めることができるとともに、地域の活性化を図る取組となっている。

また、博物館は、実物、模型、図表、映像などの資料の収集・保管・展示を行っており、日本の伝統的なものづくりを後世に伝える役割も担っている。最近はものづくりを支える人材の育成に資するため、子どもたちに対して、博物館資料に関係した工作教室などの「ものづくり教室」を開催することで、その楽しさを体験し、身近に感じることができるよう取組が行われている。

(4) (独) 国立科学博物館における講座・教室等**① 国立科学博物館の活動**

国立科学博物館は、自然史や科学技術、ものづくりなどへの関心を高め、理解を深める展示などの開発を行っている。地球館2階では「科学と技術の歩み」をテーマに、主として江戸時代以降における我が国の科学技術の発展の歴史を実物資料を中心に展示している。

また、2004年度から、「日本の科学者技術者展シリーズ」として、近・現代に活躍した日本の科学者・技術者の功績を紹介する企画展をシリーズで展開している。2009年度は「中高生・アフタースクールプログラム」を実施し、中高生が「エネルギー」をテーマにした探究学習の成果を一般入館者へ普及するため、展示物を手作りで創作・展示し、夏休みや冬休みには、「サイエンススクエア」を実施し、「日用品でラジオをつくろう『傘ラジオ』」など、子どもたちが体験を通して科学や技術に親しむことができる機会を提供している。

さらに、大学生の科学リテラシー向上のため、大学と連携した大学パートナーシップ制度の一環として、2007年度から「大学生のための科学技術史講座」を開講している。2009年度は「日本の科学技術」をテーマに、国立科学博物館の科学技術史や理工学に関する研究に加え、日本の技術革新に関するプロジェクト研究の成果について、近世、近代を中心に講義を行った。

加えて、産業技術史資料情報センターでは、我が国の産業の発展を支えてきた産業技術史資料に関する情報の収集・評価・公開、重要資料の選定・登録等を行った。

② 「夏休みサイエンススクエア」、 「新春サイエンススクエア」

子どもを対象に、実験・工作等の体験を通して科学への関心や理解を深めることを目的として、夏休みサイエンススクエアを2009年7月28日～8月23日(24日間)、新春サイエンススクエアを2010年1月2日～7日(5日間)国立科学博物館において開催した。

職員、当館で展示案内、学習支援活動等を行う教育ボランティア及び工業高等専門学校10校や大学等の外部協力機関が指導に当たり、変形菌やきのこの生態を解説、実物の観察を行った後にプラスチックの板を用い、ストラップ作りを行う「変形菌ときのこのストラップをつくろう」、七宝焼きの原料ガラスについて学び、実際に作成する「伝統工芸『七宝焼き』に挑戦しよう!」等の企画が実施された。夏休み期間中は56企画を実施し約2万3,000人が、新春には11企画を実施し約1,700人が参加した。

③ 科学に対する学習機会の充実を図る事業

自然科学史や科学技術についての理解を深めることを

目的として、児童生徒や一般成人等を対象に様々な学習支援活動事業を行っている。2009年度は「産業技術史講座」や「自然の不思議—物理教室」等36事業を行った。

(5) 伝統文化子ども教室 (20億2百万円)

次代を担う子どもたちに、土、日曜日等において学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊等の伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する伝統文化こども教室事業を実施しており、2009年度には全国で5,232件を採択した。

(6) 選定保存技術の保護 (2億48百万円)

選定保存技術の保護のため、自ら記録の作成や伝承者の養成等を行うとともに、保持者、保存団体が行う技術の錬磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っている。また、選定保存技術を展示、公開する事業を行った。

2 技術者に対する生涯学習の支援**(1) 技術者継続的能力開発事業 ((独) 科学技術振興機構運営費交付金の内数)**

既に職に就いている技術者が継続的に技術能力の向上を図れるよう、インターネットを活用した技術者の能力開発、再教育のための教材を開発し提供した。また、科学技術分野の失敗の経験を共有し未然に防止するために、その知識・データ等を構造化したデータベースを構築して、インターネットで公開している。

その他ものづくり基盤技術の振興に関し必要な事項

第1節 国際協力

1 政府間の技術協力

職業能力開発分野の政府間の技術協力として、(独)国際協力機構(JICA)を通じ、金属加工や溶接等のものづくり基盤技術に関する人材育成分野を含む専門家の派遣、研修員の受け入れ、開発途上国における研修の実施に対する協力を行った。

2 国際機関等を通じた技術協力 (1億10百万円)

アジア太平洋地域の職業訓練の水準の向上等を目的としたILOの地域プログラムであるアジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)を通じた協力として、ILO/ SKILLS-APと共催で政労使による地域の技能開発、ものづくりの振興及びその質の向上のためのワークショップ等を開催した。さらに、アジア太平洋経済協力(APEC)域内の人材養成分野の活動に対する協力として、域内の開発途上国の地域住民に基礎的な技能を付与する人材養成技能研修事業等を行った。また、東南アジア諸国連合(ASEAN)を通じた人材養成分野への協力として、ASEAN新規加盟4か国(CLMV諸国:カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム)の官民の職業能力開発担当者を対象に、技能評価システムの導入を中心とした職業能力開発制度等に関する研修等を実施した。

3 外国人研修生等の受け入れ等

(1) 研修・技能実習制度(6億70百万円)

研修・技能実習制度は、外国人研修生が、一定期間の研修後、研修成果の評価等を行った上で、引き続き雇用関係の下で実務を通して技術、技能等を修得することができる制度として1993年に創設されたものであり、現時点における対象職種は製造業や建設業が中心となっている。制度の適正な実施のため、(財)国際研修協力機構(JITCO)に委託し、研修から技能実習に移行する際の研修成果の評価、研修生・技能実習生受け入れ機関に対する巡回指導、母国語による電話相談等を実施した。また、外国人研修生受け入れ企業等に対し、各種の指導・援助を実施した。

(2) 国際技能開発計画(1億9百万円)

開発途上国の民間企業の在職熟練技能労働者を我が

国の企業に研修生として受け入れ、将来これら諸国の民間企業の生産現場において指導的立場に立つ者を養成することを目的に、生産現場における工程管理等の管理監督的能力を付与する等の研修を実施した。2009年度は88名の研修生を受け入れた。

(3) 技能評価システム移転促進事業 (1億82百万円)

開発途上国に対し、我が国の技能評価システムのノウハウの移転を図ることを目的として、業界団体等の技能評価担当者に対する研修及び現地トライアル検定・普及活動等を実施した。

(4) 外国人留学生受入事業(1億49百万円)

開発途上国における職業訓練体制の整備充実を目的として、職業能力開発総合大学校長長期課程(16名)及び研究課程(2名)へ留学生を受け入れ、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法等の付与を行った。

4 日本で培われたものづくり基盤技術を 伝承するための協力

(1) 経済産業人材育成支援研修事業 (42億12百万円)

開発途上国の産業技術者や経営管理者に対して、日本企業の専門技術・経営管理ノウハウ習得のための研修事業を実施した。2009年度においては、主に東南アジアの開発途上国に進出している中小企業を対象に、日本での受入研修、現地での海外研修等を実施した。

(2) 経済産業人材育成支援専門家派遣事業 (8億71百万円)

日本企業が有する専門技術・経営管理ノウハウの開発途上国への移転に向け、東南アジアの日系企業やその関連企業を対象に専門家派遣事業を実施した。2009年度においては、現地の産業技術者や経営管理者に対して、座学講義やOJTを含む技術指導、経営管理に関する助言・指導を行った。

(3) 研究協力事業(8億72百万円)

開発途上国単独の研究開発能力では解決困難な、開発途上国が抱える技術課題について、我が国企業の技術力や研究開発能力を活用し、開発途上国の研究機関との共同研究や現地調査の実施による一貫した研究協力を実施

した。2009年度においては、環境技術分野を中心に、アジア諸国の科学研究機関や高等教育機関研究所等との

連携による研究協力事業を実施した。

第2節 情報通信技術の活用

1 産学連携ソフトウェア工学の実践 (23億70百万円)

現場の技術者の経験則等に委ねられていたソフトウェア開発に、工学的手法を導入すべく、ソフトウェアエン

지니어リング手法を開発・普及した。最初の適用分野として自動車分野を取り上げ、車載制御用基盤ソフトウェア等の開発を行うとともに、工学的手法を適用した。

第3節 ものづくり日本大賞

1 第3回ものづくり日本大賞の実施

ものづくり日本大賞は、我が国の産業・文化の発展を支え、豊かな国民生活の形成に大きく貢献してきた「ものづくり」を着実に継承し、更に発展させていくため、製造・生産現場の中核を担っている中堅人材や、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年

人材等、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材等に対して内閣総理大臣賞等を授与するものである。2009年度においては、第3回ものづくり日本大賞の表彰（2009年7月15日に20件50名1団体、同年12月15日に技能五輪国際大会金メダリスト8名を内閣総理大臣表彰）を行った。